

個人情報等取扱規定

2019年4月1日制定

学校法人尾崎学院

理事長 嶋崎 和

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、個人情報及び個人番号（以下、「個人情報等」という。）の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、当学院の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、各用語の定義は次の通りとする。

① 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、指紋などの生体認証データを含む、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と安易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（写真や動画）を含む）をいう。

② 個人番号

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人の識別番号として各市町村または特別区からその住民に指定される12桁の番号である。通称は「マイナンバー（英: My Number）」。なお、法人や団体などには、個人番号の代わりに同じ根拠法で法人番号が指定される[1]。

③ 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

④ 個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

⑤ 個人番号関係事務

個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

⑥ 個人番号関係事務実施者

個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう

⑦ 本人

個人情報等によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

⑧ 従業者

当園の組織内にあつて、直接間接に当園の指揮監督を受けて、当園の業務に従事している者をいう。具体的には、教職員のほか、園長、監査役、理事、監事、派遣社員、契約社員等を含む。

⑨ 特定個人情報等の取り扱い

特定個人情報等の取得、安全管理措置、保管、提供、委託及び廃棄・消去をいう。

(適用)

第3条 本規程は当園の従業者に適用する。

2. 本規程は、当園が取り扱うすべての個人情報等に適用する。

(個人情報等基本方針)

第4条 当園における個人情報等の適正な取り扱いを確保するため、個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針（以下、「個人情報保護方針」という。）を定める。

2. 個人情報保護方針は、従業者に周知する。

第2章 管理体制

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第5条 当園において個人番号を取り扱う事務は、次に挙げる事務に限定する。

- ①法定調書及び源泉徴収関係事務
- ②退職手当等受給者別支払調書関係事務
- ③社会保障関係事務及び労働保険関係事務
- ④その他番号法に定める特定個人情報の提供を受けることができる関連事務

(個人情報保護責任者)

第6条 当園は、個人情報等の取り扱いに関して総括的な責任を有する個人情報保護責任者を設置するものとし、その責任者は園長とする。

2. 個人情報保護責任者は、次の各号に掲げる事項その他当園における個人情報等に関する全ての権限と責務を有する。

- ①本規程第4条に規定する基本方針の策定、従業員への周知、一般への公表
- ②本規程に基づき個人情報等の取り扱いを管理する上で必要とされる事案の承認
- ③個人情報等に関する安全対策の策定・推進
- ④事故発生時の対応策の策定・実施

(事務取扱担当者)

第7条 当園における個人情報等を取り扱う事務については、事務取扱担当者を限定する。

2. 事務取扱担当者は、取得した特定個人情報等を含む書類等（磁気媒体及び電子媒体（以下、「磁気媒体等」という。）を含む。）を、安全に管理する。

(従業者の教育)

第8条 当園は、従業者に対して個人情報保護に関する情報提供等を行い、個人情報等の適正な取り扱いを図るものとする。

(従業者の監督)

第9条 当園は、従業者が個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

(個人情報等の取扱状況の確認)

第10条 個人情報保護責任者は、当園における個人情報等の取り扱いが関係法令、本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

(体制の見直し)

第11条 当園は、必要に応じて個人情報等の取り扱いに関する安全対策に関する諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第12条 当園における個人情報等の取り扱いに関する苦情等があったときは、これに適切に対応する。

2. 個人情報保護責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

第3章 個人番号の取得、利用等

(個人番号の取得、提供の求め)

第13条 当園は、第5条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

2. 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生した時とする。但し、個人

番号を取り扱う事務が発生することが明らかなときは、事務に個人番号の提供を求めることができるものとする。

(本人の提供)

第 14 条 当園は、本人から個人番号の提供を受けるときは、関係法令に基づき本人確認を行うこととする。

2. 書面の送付により個人番号の提供を受けるときは、併せて本人確認に必要な書面又はその写しの提出を求めるものとする。

(個人番号の利用)

第 15 条 当園は、第 5 条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、あらかじめ通知又は公表する利用目的の範囲で個人番号を利用するものとする。なお、たとえ本人の同意があったとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、緊急に必要な場合は、この限りでない。

(個人情報ファイルの管理)

第 16 条 当園は、第 5 条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人情報ファイルを作成するものとする。

2. 個人情報ファイルには、パスワードを付与する等の保護措置を講じたうえで適切に保存する。

3. 特定個人情報等を含む書類又は特定個人情報ファイルを法定保存期間経過後も引き続き保管するときには、個人番号に係る部分をマスキング又は消去したうえで保管する。

(情報システムの管理)

第 17 条 当園において使用する情報システムにおいて個人情報等を取り扱うときは、次に掲げる方法により管理する。

- ① 個人情報保護責任者は、情報システムを使用して個人番号を取り扱う事務を処理するときには、ユーザーID に付与されるアクセス権により、個人情報ファイルを取り扱う情報システムを利用できる者を事務取扱担当者に限定する。
- ② 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、情報システム及び機器にセキュリティ対策を講じる。
- ③ 個人情報等をインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号等の措置を講じる。

第 5 章 個人情報等の利用、提供、開示、訂正

(個人情報等の提供)

第 18 条 当園にて保有する個人情報等の利用は、本規程第 5 条及び本学院個人情報保護方針の利用目的に規定する事務に限るものとする。

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず当幼稚園で保有している個人情報等を提供することができる。

第 19 条 当園にて保有する個人情報等については、適法かつ合理的な範囲に限り開示することとし、個人情報等の本人より訂正の申し出があったときは、速やかに対応する。

(第三者提供の停止)

第 20 条 特定個人情報等が違法に第三者に提供されていることを知った本人からその提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。

第6章 委託

(委託先における個人情報保護)

第21条 当園は、個人番号関係事務の全部又は一部を他者に委託するときは、委託先において個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、委託との機密保持に関する条項を基本契約に含める。

2. 当幼稚園は、委託先に対して次に掲げる事項を実施する。

①委託先の適切な選定

②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

3. 委託先が当園の許諾を得て再委託するときには、再委託先の監督については、前2項の規定を準用する。

第7章 廃棄、消去

(個人番号等の廃棄、消去)

第22条 当園は、法令に準ずる保管期間及び必要とされる利用期間を経過した個人番号を含む関係書類等について、次の通り速やかに廃棄する。

① 個人番号等を含む書類の廃棄は、焼却又は溶解、寸断等の復元不可能な手法により廃棄する。

② 個人情報ファイルは、削除ソフトウェア等により消去する。

③ 個人情報等を含む磁気媒体等は、破壊等により廃棄する。

④ 個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合は、容易に復元できない手法により削除する。

第8章 その他

(禁止事項)

第23条 当園は従業者に対し、個人情報等について、以下の各号に掲げる事項を禁止する。

① 不正な手段により特定個人情報等を収集すること

② 当初の収集目的以外で個人情報等を利用すること

③ 業務上の必要及び権限がなく個人情報ファイルにアクセス、閲覧し保管された個人情報等を記録すること

(罰則)

第24条 当園は、本規程に違反した従業者に対して就業規則に基づき処分を行い、その他の従業者に対しては、契約又は法令に照らして処分を決定する。

附則

1. 本規程は、令和元年8月20日より実施する。